

薬 第 191 号  
平成 2 年 5 月 9 日

大阪府薬剤師会長 殿

大阪府環境保健部長

**毒物・劇物の適正な管理について  
(通知)**

毒物及び劇物の適正な取扱いにつきましては、従来から種々御留意、御協力をいただいているところでありますが、毒物及び劇物取締法上の規定を遵守するとともに、特に下記事項に御留意のうえ、毒物及び劇物が不正な目的に使用する者の手に渡ることのないよう毒物及び劇物の保管管理ならびに取扱いについて、なお一層の徹底を期されますよう貴会員に対し、周知徹底方よろしくお願ひします。

記

I 保管管理

毒物劇物専用で鍵のかかる堅固な施設等保管設備の整備、取扱量、在庫量の定期点検、不用

物の適正な廃棄等、保管管理の徹底を図り、盗難、紛失等の防止措置を強化すること。

II 譲渡及び交付

1 交付を受ける者が譲受人の場合、譲受人の氏名、住所、職業等を記載し、印判を押した書面を求めるなど法定の譲渡手続きを厳守すること。特に無機シアン化合物、パラコート剤ならびに亜ひ酸等の毒物や、塩素酸塩類やナトリウムなど爆発性のある劇物の譲渡及び交付については、交付する相手方を十分知っている場合を除き、その者の身分証明書、運転免許証等を提示させることにより氏名及び住所を確認すること。

なお、塩素酸塩類及びこれらを含む製剤（塩素酸塩類35%以上を含むものに限る）、ナトリウムならびにピクリン酸の交付に当たっては、法第15条第3項及第4項の規定を遵守すること。

2 交付を受ける者が譲受人と異なる場合、譲受人の氏名、住所、職業等を記載し、印判を押した書面を求めるなど法定の譲渡手続きを厳守した上更に交付を受ける者の氏名、住所、職業、電話番号等を譲受書等に記載させ、又は、記載し、かつ、これらの事項をその者の身分証明書や運転免許証等の提示により又は電話による問い合わせにより確認すること。

3 使用目的、使用場所、使用日時等についても聴取のうえ、これらのことを譲受書等に記載しておくこと。

4 必要最少量以上は交付しないようにすること。

III 運搬

運搬に当たっては、荷送人、運搬業者及び荷受人は、運搬中に紛失することのないよう適切な措置を講じるほか、授受の確認をそれぞれの立場（運送業者による中継点での積降し及び積込みを含む。）で確実に実施すること。

IV 盗難、紛失事故

万一、盗難又は紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届けることはもちろんのこと、不審な購入希望者があった場合にも、本府薬務課、府保健所あるいは警察署に連絡するよう配慮されたいこと。